

## 医学書院 Net Dictionary 法人サービス 無料トライアル申込書

### ■ お客様へ

- ◇ 本書は、医学書院 Net Dictionary 法人向けサービスの無料トライアル申込書になります。
- ◇ 無料トライアルの期間は、開始日から1ヶ月を基本とさせていただきます。
- ◇ お申込みの際には、
  - ☞ 下記の内容をお読みいただき、それぞれの項目のご記入をお願いします。
  - ☞ 申込書は、**弊社代理店の担当者**にお渡しください。又は**弊社担当までFAX**をお願いします。
    - 弊社担当：医学書院販売課 宛（FAX：03-3815-7805）
- ◇ 設定の後、アクセス方法をEメールで送信いたします。Eメールアドレスは正確に必ず記入してください。

### ◆ お客様情報

施設名(必須)			
ご住所(必須)	〒		
ご担当者名(必須)			印
所属		E-Mail (必須)	
TEL(必須)		FAX	

### ◆ 申込み内容

商品名	医学書院 Net Dictionary 法人サービス		
希望サービス開始月	年	月	日 から 1ヶ月
登録希望 IP アドレス ※登録を希望するIPアドレスが複数ある場合はすべて記入してください。	.	.	.
	.	.	.
	.	.	.

### ◆ 利用規約の同意

裏面(又は別紙)に記載された「医学書院 Net Dictionary 法人サービス利用規約」の内容に同意が必要です。

- 同意します                       同意しません

### ■ 代理店様へ

- ◇ 代理店名・担当者名・電話番号などの必要項目をご記入ください。

社名			TEL	
住所	〒			
担当者名			E-Mail	
連絡事項など				

# 医学書院 Net Dictionary 法人サービス利用規約

## 第1条(本規約の適用)

1. 医学書院 Net Dictionary 法人サービス利用規約(以下「本規約」といいます)は、株式会社医学書院(以下「医学書院」といいます)がインターネット上で提供する医学書院 Net Dictionary 法人サービス(以下「本サービス」といいます)にかかわるすべての事項に適用されます。
2. 本サービスの内容及び本規約の内容の一部または全部は、事前に告知されることなく、変更、追加及び削除されることがあります。

## 第2条(定義)

1. 「契約法人」とは、医学書院との間で利用契約(以下に定義されます)を締結する法人(組織)をいいます。
2. 「利用契約」とは、医学書院と契約法人の間で締結される本サービスにかかわる契約をいい、「利用契約書」とは利用契約についての契約書をいいます。
3. 「利用者」とは、契約法人に所属する職員・従業員、及び学生などその構成員で、本サービスを利用する者をいいます。
4. 「コンテンツデータ」とは、本サービスを通じて利用者に提供されるデータをいいます。なお、コンテンツデータは該当書籍(冊子体)の内容と完全に一致するものではありません。
5. 「リモートアクセス特約」とは、利用契約においてリモートアクセスに関して定める特約をいいます。

## 第3条(本サービスの内容)

1. 本サービスは、医学書院が契約法人に対し、本規約及び利用契約において定める諸事項を契約法人が遵守することを条件として、コンテンツデータの閲覧サービスをインターネット経由で提供するものです。
2. コンテンツデータは、医学書院が保有・管理しているものであり、利用者はコンテンツデータのデータベースにアクセスすることにより本サービスを受けることができます。

## 第4条(利用手続き)

1. 本サービスの提供を受けようとする法人(組織)は、本規約の内容に同意した上で、所定の利用申込書を提出して本サービスの利用を申し込むものとし、医学書院が本サービスの利用を承認した場合に利用契約書を締結します。
2. 契約法人は、医学書院に提出した前項の利用申込書の記載内容が、申込時点の事実を正確に反映していることを保証するものとします。
3. 契約法人は、医学書院に提出した利用申込書その他書面の内容に変更が生じた場合、速やかに医学書院に対し、その旨を通知しなければならないものとします。
4. 医学書院は、契約法人が提出した利用申込書の記載内容について疑義ある場合、正確性を裏付ける資料等の提出を契約法人に求めることができるものとし、契約法人はこれに応じなければならないものとします。
5. 契約法人及び利用者は、本サービスを利用するにあたり、自らの費用と責任においてコンピュータ等インターネットに接続する機器、ソフトウェア、通信手段等を導入・設置するものとします。
6. 本サービスの契約期間は1年単位とし、具体的な契約内容は利用契約書に記載されます。
7. 契約法人は、契約期間の終了後、本サービスの全てが受けられなくなります。ただし、契約期間終了前までに、所定の手続きにより契約更新を申し出た場合は、新たに契約期間を1年延長し、新たな利用契約書を締結します。

## 第5条(利用許諾)

1. 医学書院は契約法人に対し、契約法人が管理するコンピュータネットワークにおいて、利用者が本サービスを利用することを許諾するものとします。
2. 前項のネットワークは、医学書院に届け出たIPアドレスによって識別されます。なお、識別の際にID、パスワードを併用する必要がある場合は、医学書院から別途認証用ID、パスワードが発行されます。
3. 契約法人は、利用者に本サービスを利用させるにあたって、本規約を遵守させる責任を持つものとします。
4. 利用者は本サービス及び本データを第三者に公開したり、使用させたりすることはできません。
5. 本サービスの利用場所は、利用契約書に記載された契約法人の施設内に限られます。ただし、別途所定の手続きによりリモートアクセス特約を締結したときは、学生を除く利用者は利用契約書に記載された契約法人の施設外から本サービスを利用することができます。

## 第6条(認証情報の発行と管理)

1. 医学書院は契約法人に対し、必要に応じて法人認証用IDを発行します。
2. 契約法人は、法人認証用ID等の認証情報の管理および使用について一切の責任を持つものとし、万一紛失したり盗用された場合、速やかに医学書院に通知するものとします。

## 第7条(利用料)

1. 契約法人は、本サービスの利用料として、利用契約書に医学書院が別途定める料金(消費税相当額を含む)を請求書発行後2か月以内にお支払いいただきます。
2. 第14条第1項の場合を除き、契約期間内に途中解約した場合であっても、支払済の利用料の一部または全部の払い戻しは一切致しません。

## 第8条(著作権等の権利の帰属)

1. 本サービスで提供されるコンテンツデータの著作権は、医学書院、あるいは個々の著作権者が有しており、著作権法、関連諸法規、関連国際条約等で保護されています。
2. 本サービスの利用によって、契約法人あるいは利用者に、閲覧したコンテンツデータの所有権あるいは資料等の保有・管理権が移転するものではありません。

## 第9条(複製と複製物の利用制限)

1. 利用者は、コンテンツデータをプリントアウトすること、及び電子ファイルの形式で複製し保存・保持することはできません。
2. 利用者は、コンテンツデータ及びコンテンツデータをプリントアウトしたもの、あるいはその複製物を第三者に対し開示、譲渡、貸与、上映、公衆送信等することはできません。ただし、医学書院あるいは本データ提供者が管理委託している出版者著作権管理機構(JCOPY)などの複写管

理団体から別途許諾を得た場合に限り、当該複写許諾部数をプリントアウトすること、あるいはプリントアウトしたものを複写することができます。また許諾を得た紙媒体の複製物は、第三者に譲渡することができますが、ファクシミリ送信する場合には更に許諾が必要(ファクシミリ送信することを目的として複製し、当該複製物をファクシミリ送信後破棄する場合を除く)です。

## 第10条(免責事項)

1. 医学書院は、本サービスの内容、及び利用者が本サービスを通じて得る情報について、その完全性、正確性、適用性、有用性等いかなる保証も行いません。
2. 医学書院は、本サービスの提供、遅延、変更、中止または本サービスにより得た情報、その他本サービスに関連して契約法人または他の者が被った損害について、一切責任を負いません。ただし、契約法人に生じた直接・間接の損害の原因が本サービス由来の瑕疵によるものと判断される場合に限り、医学書院は本サービスの料金相当額を限度とした金銭補償をします。

## 第11条(禁止事項)

契約法人及び利用者は、本サービスの利用に関して次の各行為を行ってはならないものとします。万一次の各行為が行われた場合、医学書院は、本規定第14条第1項にかかわらず、本サービスの提供中止等の措置をとることがあります。

- 1)著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- 2)本サービスのデータ、プログラム等を複製、保持、改ざん、解析、消去する行為
- 3)管理用及び認証用ID、パスワードを第三者に使用させる行為
- 4)契約法人が管理しないIPアドレスを申請する行為
- 5)OpenProxy 経由などにより、契約法人外から不正アクセスできるようにする行為
- 6)リモートアクセス特約により利用許可を受けた利用者以外が、契約法人の施設外から利用する行為
- 7)コンテンツデータを故意に電子的に保存・保持する行為
- 8)有害なプログラム等を本サービスが提供するシステム内に侵入させる行為
- 9) 本サービスの他の利用者または第三者に害を与える行為
- 10) 本サービスに基づく一切の権利(本サービス及びコンテンツデータを含むがこれらに限られない)を、有償・無償を問わず第三者に譲渡・提供・貸与・上映する行為、あるいは利用させる行為
- 11)本サービスあるいはコンテンツデータを第三者に提供あるいは利用させる行為
- 12)本サービスの運営を妨げる行為またはそれらのおそれのある行為
- 13)本サービスが提供する操作方法以外で利用する行為
- 14)医学書院に不利益もしくは損害を与える行為、またはそれらのおそれのある行為
- 15)上記各号のほか、法令、本規約または公序良俗に反する行為

## 第12条(一時的な中断)

以下のいずれかの事由が生じた場合、医学書院は契約法人及び利用者に事前通知することなく、一時的に本サービスを中断することができます。なお、一時的な中断により本サービスの利用ができなかったとしても、契約法人に対して利用料の払い戻しは一切致しません。

- 1)本サービス用設備等の保守を定期または緊急に行う場合
- 2)火災や停電、その他やむを得ない事由により本サービスが提供できなくなった場合
- 3)地震、噴火、洪水、津波等の天災により本サービスが提供できなくなった場合
- 4)戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により本サービスが提供できなくなった場合
- 5)その他、運用上または技術上、医学書院が本サービスの一時的な中断が必要と判断した場合

## 第13条(解除)

契約法人または利用者について、次の各号のいずれかに該当する場合、本規定第14条第1項にかかわらず、医学書院は直ちに利用契約を解除し、本サービスの中止することができるものとします。なお、その場合、契約法人に対し利用料の払い戻しは一切致しません。また、医学書院は必要に応じて契約法人に対して立ち入り調査を行う権利を有するものとします。

- 1)利用申込書の記載内容に虚偽があった場合
- 2)利用料の支払いを遅延し、または支払いを拒否した場合
- 3)本規約のいずれかに違反した場合
- 4)医学書院の業務の遂行上または技術上支障をきたす行為があった場合
- 5)その他、医学書院が不適当と判断した場合

## 第14条(本サービスの中止)

1. 医学書院は、30日前までに契約法人に通知することで、本サービスを中止し、すべての契約法人及びその利用者に対するサービスを終了できるものとします。この場合、医学書院は契約法人に対し、契約期間の残存期間に相当する利用料を返還するものとします。
2. 契約法人が契約期間中に本サービスの利用を中止し利用契約を解除する場合は、10日前までに医学書院に通知するものとします。

## 第15条(準拠法)

本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

## 第16条(管轄裁判所)

本サービスの利用について紛争が生じた場合には、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 第17条(問題解決)

本サービスの利用にあたり問題が生じた場合には、双方誠意をもって協議し解決を図るものとします。

## 附則

- 第1条 本利用規約は、2016年1月1日より実施する。